

女性の職業選択に資する情報の公表

令和5年7月公表
総務部人事課

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)の規定に基づき、以下のとおり情報を公開します。

■女性職員の採用割合(令和4年4月2日～令和5年4月1日)

所属	職種	①女性職員	②男性職員	③合計 (①+②)	④女性比率 (①/③)
市長部局等	一般行政職	1	13	14	7.1%
	保育士	8	1	9	88.9%
	医療職	4	0	4	100.0%
消防部局	消防職	0	2	2	0.0%
病院事業	医療職等	12	18	30	40.0%

■継続勤務年数の割合(令和5年4月1日現在)

所属	①女性職員	②男性職員
市長部局等	16.0年	18.6年
消防部局	7.3年	19.3年
病院事業	11.3年	10.7年

■管理職の女性割合(令和5年4月1日現在)

所属	①女性職員	②男性職員	③合計 (①+②)	④女性比率 (①/③)
市長部局等	72	124	196	36.7%
消防部局	0	29	29	0.0%
病院事業	30	28	58	51.7%

■男女別の育児休業取得率(令和4年度実績)

女性職員	男性職員
100.0%	8.7%

■配偶者出産休暇取得率(令和4年度実績)

男性職員	52.2%
------	-------

■超過勤務の状況(令和4年4月～令和5年3月)

一般職員一人当たりの 月平均時間外勤務時間数	13時間12分
---------------------------	---------

■職員の給与の男女の差異の情報公表(令和4年度実績)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.3%
全職員	68.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	89.6%
本庁課長相当職	97.5%
本庁課長補佐相当職	102.8%
本庁係長相当職	84.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.7%
31～35年	98.5%
26～30年	104.6%
21～25年	100.2%
16～20年	89.7%
11～15年	87.0%
6～10年	93.4%
1～5年	70.4%

【説明欄】

全職員の男女構成は、任期の定めのない常勤職員(男性33%、女性26%)、任期の定めのない常勤職員以外の職員(男性11%、女性30%)となっている。

任期の定めのない常勤の職では男性が多く、任期の定めがあって勤務時間が短い非常勤の職では女性が多くを占めていることが、男女の給与の差異が大きく発生している要因の一つと考えられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。